

令和7年度 赤い羽根共同募金助成申請の手引き

1. 目的

この事業は、市民のみなさまから寄せられた募金を赤い羽根共同募金の趣旨に沿い、寄付者の理解が得られるような地域福祉の向上に資する事業に対して助成することを目的とします。

2. 対象団体

- (1)大牟田市内に拠点を有し、住民の福祉向上のため、概ね1年以上の活動実績のある福祉団体・NPO法人・ボランティア団体・福祉教育推進校等
- (2)共同募金運動への継続した協力のある団体、もしくは今後協力を行うことが出来る団体

3. 対象事業

- (1) 地域福祉活動の推進・啓発
- (2) 健康、生きがいのづくりの推進
- (3) ボランティア活動の活性化
- (4) 児童・生徒の健全育成の推進
- (5) その他、地域福祉の推進に成果が期待できる活動

ただし、営利を目的とする活動、団体等の経常的な運営費（人件費、食料費等）、対象者に直接現金や物品を給付する活動や受益者負担が好ましい経費は対象としません。

また、別紙1に掲載しているとおり、助成対象費用には一定のルールがありますので、ご参照の上申請してください。

4. 申請の制限

助成申請は、年間1団体1事業に限ります。

5. 助成対象期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに行う事業。
(令和7年度内に行う事業)

6. 申請受付期間および提出先

《 申請期間 》

令和6年12月2日（月）～令和7年1月15日（水）
午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

《 提出先 》

福岡県共同募金会大牟田市支会（大牟田市瓦町9-3 総合福祉センター内）窓口で受付。（郵送不可）

7. 提出書類

- (1) 赤い羽根共同募金助成金申請書（様式1）
- (2) 赤い羽根共同募金助成事業計画・収支予算書（様式2）
- (3) 団体の参考資料（定款または会則、総会資料など）（※学校は提出不要）

8. 対象事業、助成額の決定

申請内容は、福岡県共同募金会大牟田市支会内に設置する「福岡県共同募金会大牟田市支会配分委員会」（令和6年2月開催予定）において審査し、助成事業および助成額を決定します。

審査結果は、応募いただいた全ての団体等へ通知します。申請団体等への**配分上限額は10万円**とし、総申請額が助成総額を上回った場合は減額することがあります。ご了承ください。

9. 助成金の交付、事業実施報告及び決算報告

助成の決定を受けた団体（以下「助成先」）が助成金を受けるときは、「共同募金助成金請求書（様式3）」を速やかに提出してください。事業完了後は、「共同募金助成事業実施報告書（様式4）」「共同募金事業報告・収支決算書（様式5）」に必要書類を添え、提出しなければなりません。

助成金の交付日は令和7年6月の予定です。

10. 助成金の返還

助成金の使途について次に掲げる事項に該当するときは、助成決定を取消し助成金の全部または一部を返還していただくことがあります。

- (1) 助成金を指定事業に使用しないもの
- (2) 指定事業の遂行が困難になったとき
- (3) 指定事業を中止したとき
- (4) 助成金に剰余金が生じたとき
- (5) 理由なく書類等の提出に応じないとき

11. 助成の周知

助成先は、当該事業が赤い羽根共同募金の助成金を受けて実施していることを広く周知しなければなりません。

12. 会計帳簿等の整備

助成先は、助成金の使途及び経理について内容を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備しなければなりません。

13. その他

その他記載されていない事項については、配分委員会の承認を得て、福岡県共同募金会大牟田市支会会長が定めます。

赤い羽根共同募金助成対象費用

【助成対象費用】

内容	可否		特記事項
	学校関係	福祉団体	
講師料	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 講師料の目安 市内講師 3,000 円/1h (アシスタント 2,000 円/1h) 市外講師 5,000 円/1h ※弁当代や手土産代は不可。 【追加事項】 地域住民の助手としての謝礼は認めない。ただし、地地域住民が講師の場合は 2,000 円/1h を上限とする。
講師旅費	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・おおむね特定地域（別表1）に限る。
消耗品費	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・総事業費の中での割合を考慮し判断する。 ※事業の内容を詳しく聴取する。
花の苗、肥料	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・要望額の 50%を限度として助成
職場体験に関わる費用	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設等での福祉教育となるものなどは可。ただし、お礼の手土産代などは不可。 ・商業施設や公共施設などでの職場体験は不可。
交通費	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・付き添いが必要な場合は 1 名に対して 1 名とし、最大 2 名分まで対象とする。 ・新幹線や飛行機の利用料は対象外とする。
入場料等	×	×	<ul style="list-style-type: none"> ・遊技場として取り扱われるもの（「風俗営業取締法」「警視庁令」「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」において対象とされた施設）は対象としない。
飲食費	×	×	<ul style="list-style-type: none"> ・交流もちつき等の賄い材料費は対象。
直接物品等を配布する活動	×	×	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会やイベントにおける賞品等は対象としない。
行事用保険料	×	○	
運営費(人件費)	×	×	<ul style="list-style-type: none"> ・対象としない。
備品とみなされるもの	×	×	<ul style="list-style-type: none"> ・対象としない。

【注意事項】

※事業費の総予算を計上したうえで、助成希望額を明記すること。

（総予算の計上が難しい場合は、当該事業の予算がわかるように提示すること）

※バスの借上料等の見積書は、申請しようとする日から遡り 2 カ月以内に取得した正式な見積書を添付すること。

※同じ内容での申請については、原則 3 回までとするが、申請団体の事業内容等配慮する。

※配分上限額は 10 万円を限度とする。

別表 1 特定地域

福岡県	佐賀県	熊本県
福岡市・久留米市・柳川市・八女市・筑後市・大川市・小郡市・筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・うきは市・朝倉市・みやま市・那珂川町・筑前町・東峰村・大刀洗町・大木町・広川町	佐賀市・鳥栖市・神崎市・基山町・みやき町・上峰町・吉野ヶ里町	熊本市・荒尾市・玉名市・山鹿市・玉東町・南関町・長洲町・和水町